



カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2019 年 8 月



2019 年 8 月、税関の重要政策と最新動向

米国原産の一部の輸入品（第 3 弾）への追加関税賦課に関する公告（税委会公告〔2019〕4 号）

米国政府は 2019 年 8 月 15 日、中国原産の輸入品約 3,000 億米ドル相当に対して 10%の追加関税を賦課すると発表し、2019 年 9 月 1 日と 2019 年 12 月 15 日の 2 回に分けて実施予定している。国务院関税税則委員会は 2019 年 8 月 23 日、米国原産の計 5,078 品目、約 750 億米ドル相当の輸入品に対し、5%または 10%の追加関税を賦課するよう発表し、2019 年 9 月 1 日と 2019 年 12 月 15 日の 2 回に分けて実施予定している。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

米国産完成車及び自動車部品への追加関税の適用再開に関する公告（税委会公告〔2019〕5 号）

国务院関税税則委員会は 2018 年 12 月 14 日、米国原産の完成車及び自動車部品に対し、2019 年 1 月 1 日からの 3 カ月間、追加関税の賦課を停止することを発表した。同委員会は 2019 年 3 月 31 日、米国原産の完成車及び自動車部品に対する輸入追加関税について、2019 年 4 月 1 日以降も実施の一時停止を継続すると発表した。一時停止を解除する時期については、別途通知するとしている。

中米両国の貿易摩擦の激化に伴い、米国からの新たな追加関税に対応するため、国务院関税税則委員会は 2019 年 8 月 23 日、米国原産の完成車及び自動車部品（計 211 品目）に対し、2019 年 12 月 15 日から 25%もしくは 5%の追加関税適用を再開すると発表した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

2019 年法定検査商品目録に掲載されていない輸出入商品に対する抜取検査業務の展開に関する公告（税関総署公告 2019 年第 132 号）

税関総署は、消費者の合法的な権益を確保するために、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例に基づき、2019 年 8 月 12 日から法定検査商品目録に掲載されていない一部の輸出入商品に対しても抜き取り検査を実施することを決定した。検査対象となる商品は、文房具など 7 品目の輸入商品と照明用光源など 12 品目の輸出商品を含む。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

「国際便スルーチェックインサービス」の実施に係る監督管理業務に関する公告（税関総署公告 2019 年第 133 号）

税関総署は、乗り継ぎ旅客の出入国手続きの利便性向上を図り、2019 年 8 月 12 日から「国際便スルーチェックインサービス」の実施を決定した。「国際便スルーチェックインサービス」とは、国際便乗り継ぎの旅客が出発地で一括して出発地及び乗り継ぎ地（入国の場合に最初に到達する国境通関地、又は出国の場合に最後に離れる国境通関地）で行うチェックイン手続を完了し、乗り継ぎ地では税関による衛生検査及び託送荷物と手持ち荷物に対する検査監督管理を受け、最終目的地で託送した荷物を受け取るサービスモデルである。

「国際便スルーチェックインサービス」を実施する場合、空港運営業者は乗り継ぎ旅客を効率よく管理し、税関の監督管理と検査要求を満たせるよう、関連区域内に専用の国際便乗り継ぎターミナルと税関乗り継ぎ検査区を設置しなければならない。航空運輸業者は税関の監督管理要求を満たすことを前提として、旅客の同意のもと、託送荷物に対する税関の開梱検査に協力する。出入国する旅客は、乗り継ぎ便に搭乗する際に再度荷物を預ける必要がなくなる。一度預けた荷物は、乗り継ぎ地で税関による検査後に、最終目的地で直接受け取ることができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

2019 年オーストラリア産牛肉の輸入に対して特殊保障措置を適用する公告（税関総署公告 2019 年第 135 号）

「中華人民共和国とオーストラリア政府の自由貿易協定」に基づき、中国はオーストラリア産の 8hs コードの農産品に対して特殊保障措置を適用する。2019 年 8 月 15 日現在、当該 8hs コードのうち、6hs コード（02011000、02012000、02013000、02021000、02022000、02023000）の牛肉輸入申告数量は、既に 2019 年度の輸入基準数量を超過した。このため、2019 年 8 月 17 日より、上記 6hs コードの下で輸入されるオーストラリア産牛肉に対し、最恵国待遇税率を適用した輸入関税率で徴収する。

2019 年 8 月 17 日から 2019 年 12 月 31 日まで、海外から初めて申告して、税関特殊監督管理区域（場所）に搬入された牛肉（輸送途中の牛肉を含まない）に対し、当期あるいは翌期に税関特殊監督管理区域（場所）から搬出される際の申告において、特惠関税を適用することができない。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

『中華人民共和国税関の「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組協定」で改訂された輸出入貨物原産地管理弁法』の公布に関する公告（税関総署公告 2019 年第 136 号）

税関総署公告 2019 年第 136 号により、『中華人民共和国と東南アジア諸国連合が締結した「中国・ASEAN 包括的経済協力枠組協定」とその関連協議の改訂に関する協定』が 2019 年 8 月 20 日より発効され、中国 ASEAN 原産地証明書の改訂版も同日から使用される。改訂版の協定の主な変更内容は以下の通りである。

- 原産地規則の改善。原産地基準が従来の 3 項目から 5 項目に増加され、従来の WO、RVC、PSR に PE（完全原産）及び CTH（品目変更）基準を追加した。
- 証明書取得の便利化。20 の製品項目に対する制限がなくなり、かつメーカーも原産地証明書を申請することができる。
- 貿易慣行により合致した直送原則の下での証明書提出要件。第三国経由貨物に対する証明書提出要件が簡略化された。

[リンク](#)

2019 年 9 月の KPMG チャイナタックスアラート（中国税務速報）で同公告に対する解説を掲載した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

総合保税區での増値税一般納税者資格の試行拡大に関する公告（国家税務総局公告 2019 年第 29 号）

「総合保税區の高水準開放・高品質発展の推進に関する國務院の若干意見」（国発〔2019〕3 号）に基づき、国家税務総局、財政部、税関総署は 2019 年 8 月 8 日、「総合保税區での増値税一般納税者資格の試行拡大に関する公告」（国家税務総局公告 2019 年第

29号)を公布し、総合保税区内で増値税一般納税者資格の試行を拡大することを決定した。同公告は、一般納税者資格の試行拡大における届出管理手続を明確化したと共に、企業が一般納税者資格試行企業を申請できる基本条件と適用される優遇政策を強調した。

同公告は公布日より施行され、国家税務総局・財政部・税関総署公告 2016 年第 65 号、国家税務総局・財政部・税関総署公告 2018 年第 5 号、及び国家税務総局・財政部・税関総署公告 2019 年第 6 号は同日に廃止される。上述の公告に記載されている昆山総合保税区分などの 48 の税関特殊監督管理区域は、当該 2019 年 29 号公告においても、一般納税者資格の試行拡大を継続する。

リンク

2019 年 9 月の KPMG チャイナタックスアラート（中国税務速報）で同公告に対する解説を掲載した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの総体方案の印刷・配布に関する通達（国発〔2019〕15 号）

国務院は 2019 年 8 月 6 日、「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの総体方案」を公布し、中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアの設立を許可した。同方案は、臨港新エリアの建設に対して、総体要求、投資貿易の自由化を核心とした制度体系の構築、全面的なリスク管理制度の構築、国際市場において競争力のある開放型産業体系の構築、実施の加速などの点から包括的な指導ガイドラインを提供した。臨港新エリアは、上海自由貿易試験区の他のエリアに比べて、より明確な高いレベルの位置づけを有し、より豊富な戦略的な役割と産業発展への特化などの特徴を備えている。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

6 つの自由貿易試験区を新設する総体方案の印刷・配布に関する通達（国発〔2019〕16 号）

国務院は 2019 年 8 月 26 日、「6 つの自由貿易試験区の新設に同意する回答」、及び「6 つの自由貿易試験区を新設する総体方案」（以下「総体方案」）を公布した。総体方案によると、今後、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、河北省、雲南省、黒龍江省に計 6 つの自由貿易試験区を新設すると共に、各試験区にはそれぞれ異なった改革への試みのミッションを与えた。今回の新設により、中国の自由貿易試験区は計 18 カ所となる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。



各地域の税関政策の最新動向

西安税関の企業登録・登記手続の最適化に関する公告（西安税関公告 2019 年第 20 号）

西安税関は 2019 年 8 月 22 日、企業の税関登録・登記手続に関する公告を公布した。西安咸陽空港税関、西安駅税関、関中税関管轄区域にある企業は、西安咸陽空港保税物流センターなど最寄りの 5 つの税関で輸出入貨物の荷受人（IOR）と荷送人（EOR）の登録・登記手続を行うことができる。さらに、企業は、陝西省の「企業登記抹消オンラインプラットフォーム」で税関の届出登記抹消の進捗状況を確認できる。また、企業は自ら「中華人民共和国税関輸出入貨物荷受・荷送人届出専用印鑑」を押印された「税関輸出入貨物荷受・荷送人届出受領書」を印刷することができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

南京税関の企業問題処理管理システムの運用に関する通達

南京税関は「企業問題処理管理システム」（以下「処理システム」）を開発し、2019年8月20日より運用を開始する。企業は、事業展開に影響する複雑な問題を抱え、税関の支援を必要とする場合、当該処理システム（ウェブサイト又は Wechat プラットフォームから）を通して税関に支援を求めるための問題提出ができる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

お問合せ先

華北地域

Eric Zhou 周重山（関税ナショナルリーダー）
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610

Lisa Li 李輝
Partner パートナー
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡
Partner パートナー
Email: shirley.y.shi@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 2105

華南地域

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: +86 (755) 2547 1198